

中国税務速報

2019年10月20日

1. 国務院 工業製品生産許可証管理目録の調整及び事後監督の強化に関する決定

2019年9月18日、国務院は工業製品生産許可証制度の改革を推進するため、「工業製品生産許可証管理目録の調整及び事後監督の強化に関する決定」（以下、「決定」と略称します）を公布しました。

研究に基づき、国務院は工業製品生産許可証管理目録の調整を行うことを決定しました。具体的には、内燃機関、自動車のブレーキ液をはじめとして13種類の工業製品につき生産許可証管理を取り消します。また衛星テレビ放送地上受信設備とラジオ放送送信設備の2種類の製品を1種類の製品に統合します。この「決定」の発効後、許可証管理が継続実施される製品は合計で10種類となります。

「中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例」により、許可証を取得していない企業は、目録記載の製品を生産することはできません。したがって今回の「決定」は、工業製品生産許可証制度改革における重要な措置と言えます。生産許可証管理制度が取り消された製品については、関連する行政手続が大幅に縮小されることから、企業の行政負担が軽減されることとなります。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-09/18/content_5430900.htm

2. 国務院事務庁 ビジネス環境の最適化改革及びその普及推進に関する通知

ビジネス環境を最適化し、経済の高品質な発展を促進するため、2019年9月3日、国務院事務庁は「ビジネス環境の最適化改革及びその普及推進に関する通知」（以下、「通知」と略称します）を公布しました。

「通知」の主な内容は3点です。第一に、通関の効率化を行うため、「単一窓口」を通じて、通関輸出入の検査通知機能を実現します。第二に、最新の通関有料リストを公布し、リスト以外の項目については無料で通関を行うことが出来ます。第三には、通関作業の最適化、貨物通関時間の短縮のため、事前通関申請制度を提案します。またネット上での企業設立登記、社会保険申告と雇用申告の一体化、納税手続の簡素化、不動産登記情報のネットでの検索情報の提供など13の改革措置を提案します。

今回の「通知」の内容は、市場で焦点を当てるべき問題に注意を向けて、北京と上海の両地域の最適なビジネス環境の成功事例をモデルとして進められたものです。この措置により、国務院及び国家発展改革委員会など各省庁の管理のもと、経済の活性化に向け良い環境が提供されることが期待されます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-09/19/content_5431319.htm

3. 国家発展改革委員会「健康産業の高品質な発展ための行動要綱（2019—2022年）」の発行に関する通達

全国衛生健康大会と「健康中国2030計画要綱」を実施し、健康産業の発展を加速させ、合理的な健康産業体系の形成を促進するため、2019年8月28日、国家発展改革委員会、教育部など各部門は共同で「健康産業の高品質な発展ための行動要綱（2019—2022年）」の発行するお知らせ（以下、「要綱」と略称します）を公布しました。

「要綱」によれば、健康産業のビジネス環境の最適化プロジェクトを展開するべく、条件に合った医療機関の設立許可及び営業登記「二証一本」管理をサポートします。また医療機関の審査許可制度も改善されることとなります。また条件に合う健康産業企業の株式融資、融資及び同業者間のM&Aもサポートされるほか、金融機関も健康製品およびサービスの輸出について支援を行うこととなります。

現在、中国は健康産業の高度な発展につき新局面を迎えており、今回の「要綱」の発表は、国内外の金融資本がこの新産業に参入するうえで有利な政策指針となると言えます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201909/t20190929_1166671.html

4. 国務院「事後監督管理に対する強化と規範化に関する指導意見」

政府機能を高度に転換させ、公正な監督管理によって公正競争を促進し、市場化・法治化に基づく国際的な経営環境の整備を加速させるため、2019年9月6日国務院は「事後監督管理に対する強化と規範化に関する指導意見」（以下「指導意見」と略称します）を公布しました。

「指導意見」によれば、中国が次第に健全な信用システムを確立しつつあるという大きな流れの中で、信用監督機能の効率化を向上させ、信用承諾制度を確立し、信用格付け管理を推進する必要性があることが指摘されています。監督管理部門は信用「ブラックリスト」を作成し、企業の信用と個人の信用を紐づけたシステムを構築します。これによって信用が失墜することへの懲戒の度合いを高め、信用失墜者に対しては、業界への参入・項目審査・与信獲得・発票の受取・輸出還付・出入国・消費などにつき法律により制限が加えられることとなります。

この「指導意見」の公布により、企業運営における信用を今まで以上に重視するとともに、信用失墜行為については、その発生を断固として防止することとなることが期待されます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-09/12/content_5429462.htm

5. 国家税務総局 国内旅客輸送サービス仕入増値税額控除徴収管理問題に関する公告

2019年9月16日、国家税務総局は「国内旅客輸送サービス仕入増値税額控除徴収管理問題に関する公告」を公布しました。当該公告は全部で14項目に及び、項目に該当する先進製造企業の増値税繰越税額還付手続きについて、更に明確に規定されました。2019年6月1日より、「財政部税務総局 一部の先進製造業における増値税期末留保税額の還付の明確化に関する公告」（財政部 税務総局公告〔2019〕84号）によって規定されている納税者が、増値税期末留保税額を還付申請する場合は、国家税務総局による増値税期末留保税額還付に関する事項についての公告（国家税務総局2019年第20号）の規定に従い税額還付を行う必要があります。「税額還付（控除）申請表」（国家税務総局2019年第20号添付資料）については改訂のうえ再発行されました。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5136976/content.html>

6. 税関総署 輸入に係る「二段階申告」改革試験の正式実施

企業の通関時間を削減その他、通関コストを削減するため、税関総署は8月23日に中国（浙江）自由貿易試験区において輸入に係る「二段階申告」改革試験を正式にスタートさせました。黄浦（上海）税関、深セン税関、青島税関等において、先行試験である「二段階申告」通関モデルの改革も計画されました。

輸入貨物「二段階申告」改革試験業務については、舟山中外運報関有限公司が輸入を初めて申請し、輸入貨物はカツオでした。正常に終了し、企業の届出準備から納品許可までの全体で4時間から1分28秒に短縮されました。

「二段階申告」改革は国際貿易の水準、安全、利便性の需要に適応するべく採用される重要な通関改革措置です。当該通関モデルを通じて、企業は一度ですべての申告情報及び書類を提出する必要はなくなります。全部の申告プロセスは二段階あり、第1のステップでは、企業は貨物受取書のみ概要申告を作成することで、貨物を受取ることができます。第2のステップにおいて、輸送機関の申告か

ら 14 日以内に完全な申告を完成し、関連情報及び書類を追加で提出し、関連税金を納付することとなります。翌年 1 月 1 日から、中国では全ての税関において「二段階申告」がカバーされる予定です。

http://china.cnr.cn/NewsFeeds/20190901/t20190901_524758936.shtml